

2023年
7月
発行

2023年5月分 測定結果
苫小牧市 環境保全課



大気汚染物質の
測定結果



航空機騒音の
測定結果

●大気汚染について

○大気汚染物質の測定項目

苫小牧市では、大気汚染を未然に防止するため、市内6測定局で自動測定機による二酸化硫黄や窒素酸化物などの常時監視と、ダイオキシン類やベンゼンなどの継続的に摂取した場合、人の健康を損なうおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」という。）の監視測定を行い、大気汚染の状況把握に努めています。

測定項目		特徴
常時監視物質	二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。
	一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。
	二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。
	光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。
	微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器、循環器への影響が懸念されています。
有害大気汚染物質	ベンゼン	発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康被害が生じる恐れのある物質です。
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ダイオキシン類	

○大気汚染物質の測定地点と測定項目

測定項目	測定地点	一般環境大気測定局				自動車排ガス測定局	
		双葉局	明野公園局	沼ノ端公園局	勇払局	糸井局	市役所局
常時監視項目	二酸化硫黄	○	○	○	○		
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素					○	
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	○	○	○	○		
	微小粒子状物質			○		○	
有害大気汚染物質			○	○			



※ダイオキシン類は年に4回測定を行っており、その他の有害大気汚染物質については毎月測定を実施しています。

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿の自動車排ガスの影響を測定しています。

●令和5年5月 大気汚染物質常時監視測定結果

光化学オキシダントの環境基準超過が観測されました。超過時間(日数)は、双葉局で7時間(3日)、明野公園局で9時間(3日)、沼ノ端公園局で5時間(2日)、勇払局で19時間(4日)となっています。光化学オキシダントは、大気中濃度の1時間値が0.10 ppm以上の場合に注意予告が発令されますが、当月は発令に至りませんでした。また、市民等から健康被害等に関する問合せはありませんでした。

測定項目		測定結果(最高値)						環境基準及び評価方法 ※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。	
		双葉	明野	沼ノ端	勇払	糸井	市役所	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 [ppm]	日平均値	0.002	0.003	0.003	0.001	/	/	日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値が高い方から2%の範囲にあるものを除外した上で、一番高い値が環境基準を超えないこと。ただし、環境基準を超過した日が2日以上連続した場合は不適合とする。
	1時間値	0.012	0.020	0.022	0.004	/	/		
浮遊粒子状物質 [mg/m ³]	日平均値	0.029	0.028	0.027	0.025	0.021	0.016	日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
	1時間値	0.075	0.073	0.063	0.056	0.051	0.036		
一酸化炭素 [ppm]	日平均値	/	/	/	/	0.3	/	日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
	1時間値	/	/	/	/	0.3	/		
二酸化窒素 [ppm]	日平均値	0.015	0.015	0.015	0.006	0.010	0.012	日平均値が0.04～0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること。	
光化学オキシダント [ppm]	1時間値	0.067	0.069	0.067	0.076	/	/	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]	日平均値	/	/	20.6	/	13.6	/	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	

●令和5年5月 有害大気汚染物質測定結果

当月の測定結果は全て環境基準に適合していました。

測定項目		測定結果						環境基準及び評価方法 ※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。	
		双葉	明野	沼ノ端	勇払	糸井	市役所	環境基準	評価方法
ベンゼン [μg/m ³]	/	0.23	0.33	/	/	/	/	3μg/m ³ を超えないこと。	1年間の平均値が環境基準を超えないこと。
トリクロロエチレン [μg/m ³]	/	不検出	不検出	/	/	/	/	130μg/m ³ を超えないこと。	
テトラクロロエチレン [μg/m ³]	/	0.03未満	0.03未満	/	/	/	/	200μg/m ³ を超えないこと。	
ジクロロメタン [μg/m ³]	/	0.73	0.37	/	/	/	/	150μg/m ³ を超えないこと。	
ダイオキシン類 [pg-TEQ/m ³]	/	0.0082	-	/	/	/	/	0.6pg-TEQ/m ³ を超えないこと。	

※環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。

※人の健康又は生活環境に影響が生じるおそれがある場合は、緊急時の措置として注意報及び警報の発令を行います。

緊急時の措置が定められている物質は、PM2.5と有害大気汚染物質を除いた5物質です。

※PM2.5については、健康影響を防止するための水準(日平均値70μg/m³)が定められており、この値を超えると判断した場合に注意喚起を行います。

●航空機騒音について

○航空機騒音の環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。

航空機騒音の環境基準は以下のとおり定められています。

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57 dB以下
II	62 dB以下

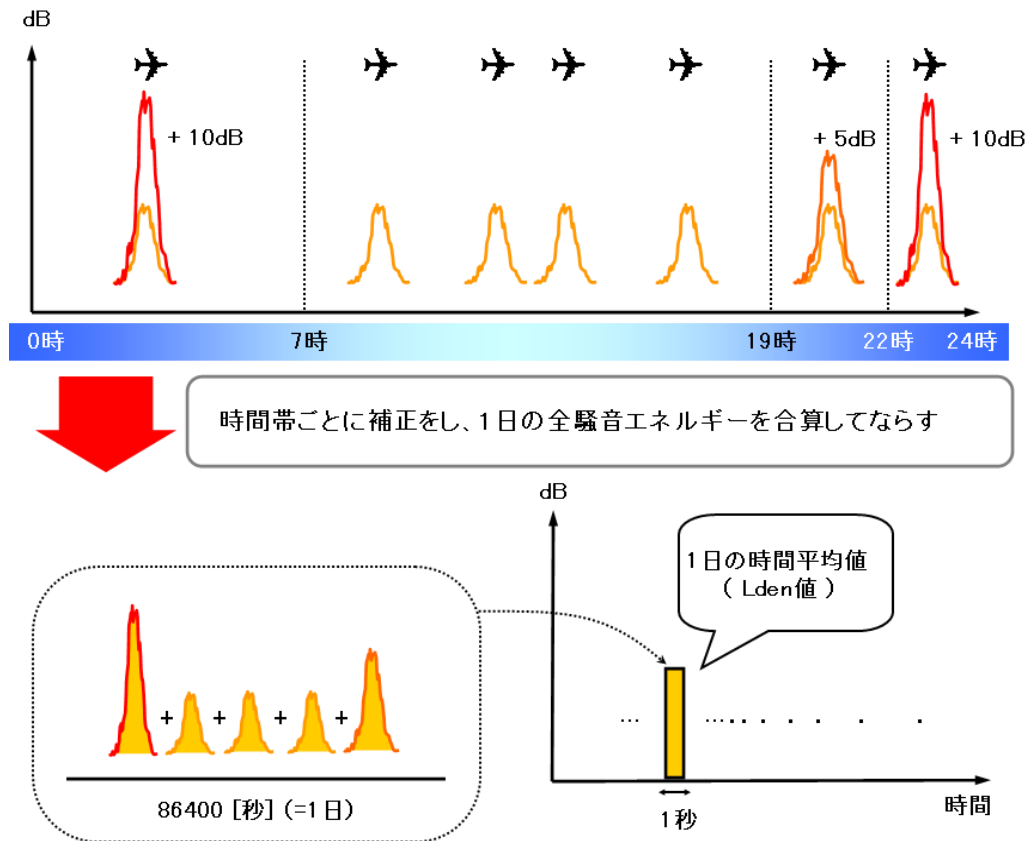
I 類型：用途地域のうち住居専用地域

II 類型：用途地域のうち、I の地域と工業専用地域を除く地域

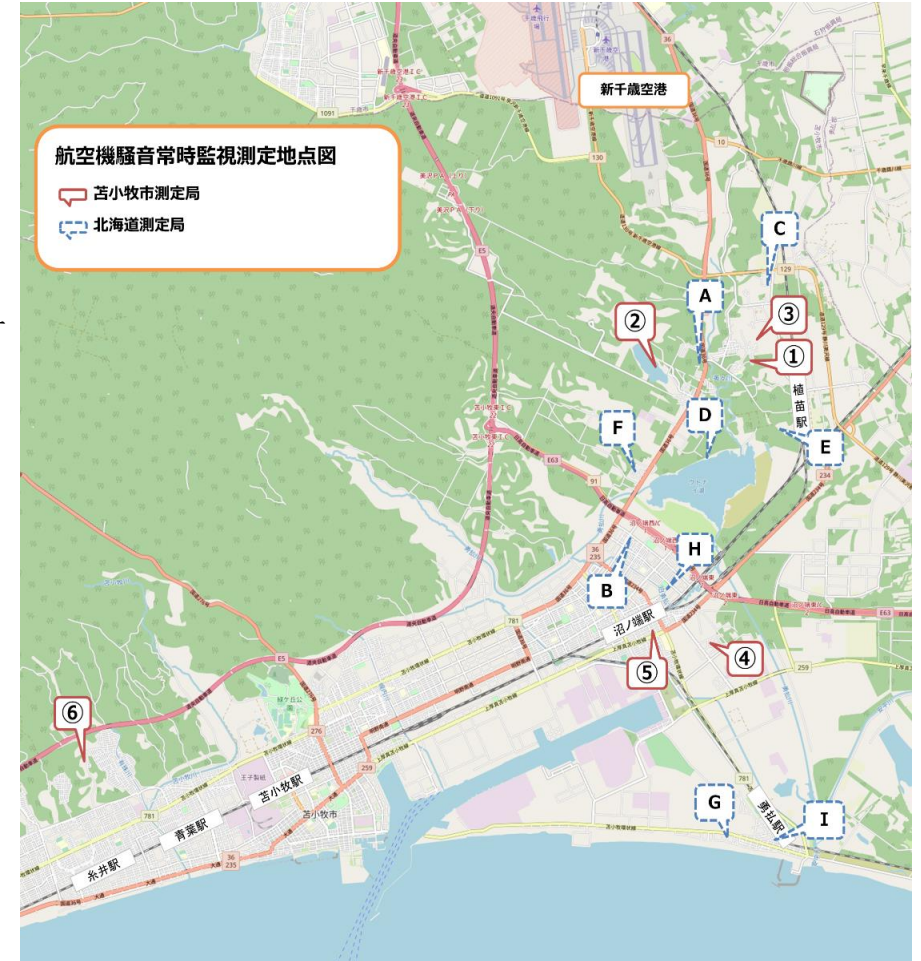
航空機騒音の評価はLden（時間帯補正等価騒音レベル）で行われます。

Ldenとは、各飛行機の音の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいいます。

図のように19時～22時、22時～24時、0時～7時の騒音に重み付けを行い、1日の時間平均をとって算出します。



○航空機騒音の測定地点



苫小牧市設置		北海道設置	
① 植苗会館局	A 植苗局	G 勇払局	
② 丹治沼局	B ウトナイ局	H 沼ノ端東雲局	
③ 琥珀荘局	C 美沢局	I 勇払東局	
④ 沼ノ端東局	D 湖畔局		
⑤ 沼ノ端局	E 斎藤宅局		
⑥ 糸井局	F 植苗公園局		

●令和5年5月 航空機騒音常時測定結果(苫小牧市測定局分)

		時間帯別回数(回)					レベル別回数(回)								最高値 (dB)	Lden (dB) (環境基準と 比較できる値)	環境基準 Lden (dB)
		0時 ～ 7時	7時 ～ 19時	19時 ～ 22時	22時 ～ 0時	合計	70dB未満	70dB～	75dB～	80dB～	85dB～	90dB～	95dB～	100dB～			
植苗会館局	月計	1	3,995	651	10	4,657	4,498	117	38	3	1	0	0	0	86.3	50	62
	日平均	0	129	21	0	150	145	4	1	0	0	0	0	0			
丹治沼局	月計	0	5,574	1,017	63	6,654	2,006	3,590	1,016	34	8	0	0	0	89.2	58	
	日平均	0	180	33	2	215	65	116	33	1	0	0	0	0			
琥珀荘局	月計	0	4,492	783	21	5,296	5,038	186	66	6	0	0	0	0	83.9	52	
	日平均	0	145	25	1	171	163	6	2	0	0	0	0	0			
沼ノ端東局	月計	0	4,539	907	50	5,496	4,366	1,075	46	9	0	0	0	0	84.9	54	
	日平均	0	146	29	2	177	141	35	1	0	0	0	0	0			
沼ノ端局	月計	0	2,906	573	17	3,496	3,297	77	77	34	6	3	2	0	98.1	52	57
	日平均	0	94	18	1	113	106	2	2	1	0	0	0	0			
糸井局	月計	0	70	4	0	74	50	16	8	0	0	0	0	0	77.9	39	なし
	日平均	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0			

※環境基準は年間値(4月～翌年3月)で評価を行います。

※時間帯別回数(回)の日平均が1以下になった場合、合計が合致しないことがあります。

●騒音の目安

30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
深夜の郊外 ささやき声	深夜の市内 図書館の中	静かな事務所	普通の会話 静かな乗用車	バスの車内	ゲームセンター 店内	騒々しい工場	電車通過時の ガード下	自動車の警笛 (前方2m)	ジェットエンジンの近く

[dB]

このような場合はお問い合わせを

- ・ 煙、嫌な臭い、騒音、低周波音など身の回りの公害でお悩みのとき
- ・ 川の汚れなど周囲の環境の異変に、お気づきのとき
- ・ 環境をテーマにした、行事、学習、講座などについて
- ・ その他、環境に関することについて知りたいとき

[お問い合わせ先]

苫小牧市環境衛生部環境保全課

所在地 : 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25

TEL : (0144) 57-8806

FAX : (0144) 57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

○ 苫小牧市公式ホームページ

環境保全課のホームページはこちらのURL、
またはQRコードからご覧頂けます。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/>



○ 大気汚染物質測定結果のリアルタイム情報

苫小牧市の大気環境のホームページはこちらのURL、
またはQRコードからご覧頂けます。

http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php

